





第四四六号 昭和三十三年十二月二

十六日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正に関する請願

請願者 福岡県大牟田市新浜田

町九 高良久恵外千百

七十四名

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第四八六号 昭和三十四年一月十四

日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正に関する請願（二十二通）

請願者 岐阜市本郷町三丁目

森千代子外千九十六名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第五〇一号 昭和三十四年一月十九日受理  
養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に関する請願（二十一通）

請願者 岐阜市高野町一 高橋 徳多外千二十名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第五三三号 昭和三十四年一月二十日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に関する請願（十通）

請願者 岐阜県羽島市正木町 炭籠兼雄外五百二十名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第五三四号 昭和三十四年一月二十日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に関する請願（二十七通）

請願者 岐阜県瑞浪市稻津町 中山露子外千三百八十

五名

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第五五六号 昭和三十四年一月二十一日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に関する請願（十四通）

請願者 岐阜県武儀郡武儀村富之保野 中島富子外六百二十名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第五七七号 昭和三十三年十二月七日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に関する請願（十四通）

請願者 岐阜県山門郡瀬高町長 阿部暢太郎外一名

紹介議員 野田 俊作君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第一七六号 昭和三十三年十二月七日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に関する請願（二十一通）

請願者 福岡学芸大学に上級課程二箇所設置反対の請願

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第一七九号 昭和三十三年十二月七日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に関する請願（十通）

請願者 福岡学芸大学に上級課程二箇所設置反対の請願

紹介議員 野田 俊作君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第一八九号 昭和三十三年十二月七日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に関する請願（十通）

請願者 福岡学芸大学に上級課程二箇所設置反対の請願

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

福岡学芸大学に上級課程二箇所設置及

対の請願

請願者 福岡県嘉穂郡穂波町秋松二六九福岡学芸大学

充実促進期成会内江口義門

紹介議員 西田 隆男君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二八七号 昭和三十三年十二月二十二日受理

福岡学芸大学に上級課程二箇所設置反対の請願

請願者 福岡県宗像郡宗像町大字陵巣寺六八三 石松繁外九十一名

紹介議員 吉田 法晴君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二八八号 昭和三十三年十二月二十一日受理

福岡学芸大学に上級課程二箇所設置反対の請願

請願者 福岡県宗像郡宗像町大字熊七九〇 花田新古賀二三三 井上定之

紹介議員 常岡 一郎君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二八九号 昭和三十三年十二月二十二日受理

福岡学芸大学に上級課程二箇所設置反対の請願

請願者 福岡県宗像郡宗像町大字熊七九〇 花田新古賀二三三 井上定之

紹介議員 太郎 勇君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二六四号 昭和三十三年十二月二十二日受理

福岡学芸大学に上級課程二箇所設置反対の請願

請願者 福岡県宗像郡宗像町大字熊七九〇 花田新古賀二三三 井上定之

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二七三号 昭和三十三年十二月二十二日受理

福岡学芸大学に上級課程二箇所設置反対の請願

請願者 福岡県宗像郡宗像町大字熊七九〇 花田新古賀二三三 井上定之

紹介議員 岩部 清美君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

福島県下における高等教育の実情は、また從来県教育界のがんとされた派閥解消を念頭として、大学当局は全学統合の実現に向つて努力しつつあるとき、小倉分校に上級課程を設置する運動が県北の一部で起つてゐることは、本県教育上衷心にたえないものがあるから、（一）教官組織上極めて不利である。（二）財政上極めて不経済である。（三）学生の完全学習を阻害する。（四）県下教員を各所に分散して養成することは望ましくない。（五）本県に上級二箇所設置の必要を認めない、等の理由で福岡学芸大学に上級課程を二箇所設置することに絶対反対であるとの請願。

第二〇七号 昭和三十三年十二月十八日受理

福岡学芸大学に上級課程二箇所設置反対の請願

請願者 福岡県宗像郡宗像町大字陵巣寺六八三 石松繁外九十一名

紹介議員 吉田 法晴君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二一八号 昭和三十三年十二月二十一日受理

福岡学芸大学に上級課程二箇所設置反対の請願

請願者 福岡県宗像郡宗像町大字熊七九〇 花田新古賀二三三 井上定之

紹介議員 太郎 勇君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二二六号 昭和三十三年十二月二十二日受理

福岡学芸大学に上級課程二箇所設置反対の請願

請願者 福岡県宗像郡宗像町大字熊七九〇 花田新古賀二三三 井上定之

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二二七号 昭和三十三年十二月二十二日受理

福岡学芸大学に上級課程二箇所設置反対の請願

請願者 福岡県宗像郡宗像町大字熊七九〇 花田新古賀二三三 井上定之

紹介議員 岩部 清美君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二四三号 昭和三十三年十二月二十一日受理

福岡学芸大学に上級課程二箇所設置反対の請願

請願者 福岡市中町六一福島県高等学校教職員組合内渡辺宏

紹介議員 田畑 金光君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

四九県立八代高等学校 内 田中利邦	四九県立八代高等学校 内 田中利邦	第三三二号 昭和三十三年十二月二 十三日受理	請願者 東京都大田区田園調布 三ノ四三九 菊地甲三
紹介議員 寺本 廣作君 この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。	紹介議員 寺本 廣作君 この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。	十二日受理	高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願
秋田県北秋田郡森吉町 米内沢 近藤董	秋田県北秋田郡森吉町 米内沢 近藤董	第二九二号 昭和三十三年十二月二 十二日受理	高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願
紹介議員 松野 孝一君 この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。	紹介議員 松野 孝一君 この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。	十二日受理	高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願
第三五九号 昭和三十三年十二月二 十三日受理	請願者 岩手県盛岡市上田県立 盛岡第一高等学校 P.T A内 昆威夫	第三五九号 昭和三十三年十二月二 十三日受理	請願者 岩手県盛岡市上田県立 盛岡第一高等学校 P.T A内 昆威夫
紹介議員 川村 松助君 この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。	紹介議員 川村 松助君 この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。	十二日受理	高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願
昭和三十三年十二月二 十二日受理	請願者 神奈川県小田原市縁一 ノ一〇六 井上嘉人	昭和三十三年十二月二 十二日受理	請願者 神奈川県小田原市縁一 ノ一〇六 井上嘉人
紹介議員 河野 謙三君 この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。	紹介議員 河野 謙三君 この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。	十二日受理	高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願
第三四三八号 昭和三十三年十二月二 十六日受理	請願者 滋賀県甲賀郡土山町甲 賀高等学校 P.T.A 内 大原忠次郎	第三四三八号 昭和三十三年十二月二 十六日受理	請願者 滋賀県甲賀郡土山町甲 賀高等学校 P.T.A 内 大原忠次郎
紹介議員 村上 義一君 この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。	紹介議員 村上 義一君 この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。	十二日受理	高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願
第四四五号 昭和三十三年十二月二 十六日受理	請願者 宮城県仙台市川内灘橋 通一宮城県高等学校父 母教師会連合会内 金 子太郎	第四四五号 昭和三十三年十二月二 十六日受理	請願者 宮城県仙台市川内灘橋 通一宮城県高等学校父 母教師会連合会内 金 子太郎
紹介議員 三浦 義男君 この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。	紹介議員 三浦 義男君 この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。	十二日受理	高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願
第五二八号 昭和三十四年一月二十 一日受理	請願者 滋賀県長浜市永保町六 八長浜西高等学校 P.T A内 文室定次郎	第五二八号 昭和三十四年一月二十 一日受理	請願者 滋賀県長浜市永保町六 八長浜西高等学校 P.T A内 文室定次郎
紹介議員 村上 義一君 この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。	紹介議員 村上 義一君 この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。	十二日受理	高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願
第六四五号 昭和三十三年十二月二 十六日受理	請願者 熊本県上益城郡御船町 育友会内 江口政満	第六四五号 昭和三十三年十二月二 十六日受理	請願者 熊本県上益城郡御船町 育友会内 江口政満
紹介議員 矢嶋 三義君 この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。	紹介議員 矢嶋 三義君 この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。	十二日受理	高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願
第一九〇号 昭和三十三年十二月十 七日受理	請願者 岡山県小田郡美星町 田辺伯一	第一九〇号 昭和三十三年十二月十 七日受理	請願者 岡山県小田郡美星町 田辺伯一
紹介議員 近藤 鶴代君 この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。	紹介議員 近藤 鶴代君 この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。	十二日受理	高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願
第六六五号 昭和三十四年一月十日 受理	請願者 山形県東田川郡三川村 紹介議員 海野 三朗君	第六六五号 昭和三十四年一月十日 受理	請願者 山形県東田川郡三川村 紹介議員 海野 三朗君
紹介議員 中田儀直 この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。	紹介議員 中田儀直 この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。	十二日受理	高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願
第四三九号 昭和三十三年十二月二 十六日受理	請願者 秋田県大館市金坂後六 中田儀直	第四三九号 昭和三十三年十二月二 十六日受理	請願者 秋田県大館市金坂後六 中田儀直
紹介議員 松岡 平市君 この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。	紹介議員 松岡 平市君 この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。	十二日受理	高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願
第六六六号 昭和三十四年一月十日 受理	請願者 秋田市亀ノ丁西土手町 鈴木次男	第六六六号 昭和三十四年一月十日 受理	請願者 秋田市亀ノ丁西土手町 鈴木次男
紹介議員 松野 孝一君 この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。	紹介議員 松野 孝一君 この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。	十二日受理	学校施設費国庫負担制度を確立して、すし詰教室及び危険校舎の解消、統合校舎の整備等を五箇年間に完了するため、(一)公立文教施設整備五箇年計画を樹立して、昭和三十四年度(第一年次)においては、最低百十二億円を計上すること、(二)第二十六回国

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

会の附帯決議及び第二十八回国会の附要望を実現するために必要な予算三十六億円を計上すること、(三)公立文教施設整備については、鉄筋コンクリート造、鉄骨造の建築比率を少くとも五十パーセント以上とすること等に關し善処せられたいとの請願。

第五二〇号 昭和三十四年一月二十  
日受理

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第六四〇号 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

この請願の趣旨は、第一八九号と同じである。

第七九一號 昭和三十三年十二月十  
七日受理

児童生徒災害補償の法制化等に関する請願

第六四一號 昭和三十四年一月二十  
日受理

請願者 山形県東村山市市役所  
内学校保健会内 竹俣 清市

第六四二號 昭和三十四年一月二十  
日受理

紹介議員 海野 三朗君  
全国義務教育諸学校の児童生徒が、学校管理下において災害(負傷、疾病、廃疾または死亡)を受けている率は全國で〇・八三パーセント、すなわち年間十五万人強にのぼり、これに要する医療費は実に二億二千万円にのぼつてゐるが、現行制度においては、なんら社会的補償措置が講ぜられていないたため、その多くはP.T.A.あるいは被災児童生徒の保護者が負担している現状であるから、児童生徒災害補償法(仮称)の立法並びにこれに伴う予算措置を講じ、児童生徒の災害救済に万全を期せられたいとの請願。

第六四三七號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市亀ノ丁西土手町  
児童生徒災害補償の法制化等に関する請願

第六四四號 昭和三十四年一月二十  
日受理

請願者 秋田市亀ノ丁西土手町  
児童生徒災害補償の法制化等に関する請願

第六四五號 昭和三十四年一月二十  
日受理

請願者 秋田市亀ノ丁西土手町  
児童生徒災害補償の法制化等に関する請願

第六四六號 昭和三十四年一月十日  
受理

請願者 山形県東田川郡三川村  
紹介議員 海野 三朗君

第六四七號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市亀ノ丁西土手町  
児童生徒災害補償の法制化等に関する請願

第六四八號 昭和三十四年一月十日  
受理

請願者 秋田市亀ノ丁西土手町  
紹介議員 海野 三朗君

第六四九號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六五〇號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六五一号 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六五二號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六五三號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六五四號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六五五號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六五六號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六五七號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六五八號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六五九號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六六〇號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六六一號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六六二號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六六三號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六六四號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六六五號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六六六號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六六七號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六六八號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六六九號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六七〇號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六七一號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六七二號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六七三號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六七四號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六七五號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六七六號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六七七號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六七八號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六七九號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六八〇號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六八一號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六八二號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六八三號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六八四號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六八五號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六八六號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六八七號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六八八號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六八九號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六九〇號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六九一號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六九二號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六九三號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六九四號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六九五號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六九六號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六九七號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六九八號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六九九號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六九〇號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六九一號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六九二號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六九三號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六九四號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名

第六九五號 昭和三十三年十二月二  
十六日受理

請願者 秋田市赤松町三〇 井  
原潤次郎外百四名



地方公共団体がその責任において、より適切な施策を講じ、積極的な助成のためをひらくことが不可欠の問題であるから、画期的なスポーツ振興方策を樹立せられるとともに、施設の充実、指導者の養成、スポーツ団体並びにその事業の助成等に予算を増額するようすみやかにスポーツ振興法を制定せられたいとの請願。

条件であるから、その財源を確保して教育財政の確立を図ると共に、(一) すし詰学校を解消し一学級四十名以下とする教育予算の増額、(二) 校長の配布、(三) 学校給食の施設設備の拡充、(四) 産休補助教員の完全配置、(五) 高校増設および同施設設備の充実、(六) 子どもの就職のための職業開拓、(七) 勤労青少年の教育施設の充実、(八) 精神薄弱児収容施設並びに体不自由児収容施設の充実、(九) 特殊学級の増設と教員の増員、(十) 保育所の増設、(十一) 奨学資金の増額、(十二) 売春防止法の完全実施のための厚生施設の充実等について特別の配慮をせられたいとの請願。

(目的)  
第一条　日本学校安全会は、学校安全会の普及充実を図ることとともに、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の負傷、疾病、廃疾又は死亡に關して必要な給付を行ひ、もつて学校教育の円滑な実施に資することを目的とする。  
(法人格)  
第二条　日本学校安全会（以下「安全会」といふ。）は、法人とする。  
(事務所)  
第三条　安全会は、主たる事務所を東京都に置く。  
2　安全会は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。  
(定款)  
第四条　安全会は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならぬ。  
一 目的  
二 名称  
三 事務所の所在地  
四 資産に関する事項  
五 役員に関する事項  
六 運営審議会及び運営審議会の委員に関する事項  
七 業務及びその執行に関する事項  
八 学校の設置者との災害共済給付契約の締結に關する事項  
九 共済掛金に關する事項  
十 会計に関する事項  
2　定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

**第五条** 安全会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

**2** 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。  
(名称使用の制限)

**第六条** 安全会でない者は、日本学校安全会という名称を用いてはならない。

**(民法の準用)**

**第七条** 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、安全会に準用する。

**第二章 役員及び職員**

**(役員)**

**第八条** 安全会に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人を置く。

**(役員の職務)**

**第九条** 理事長は、安全会を代表し、その業務を總理する。

**2** 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して安全会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行ふ。

**3** 監事は、安全会の業務を監査する。

**(役員の任命及び任期)**

**第十一条** 役員は、文部大臣が任命する。

**2** 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

**3** 役員は、再任命されることができ

(役員の欠格条項)

第十一條 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。  
一 国務大臣、国会議員、地方公  
共団体の議会の議員又は地方公  
共団体の長  
二 政府又は地方公共団体の職員  
(非常勤の者を除く。)  
(役員の解任)

第十二条 文部大臣は、役員が前条  
各号の一に該当するに至つたとき  
は、その役員を解任しなければな  
らない。

2 文部大臣は、役員が次の各号の  
一に該当するとき、その他役員た  
るに適しないと認めるときは、そ  
の役員を解任することができます。  
一 心身の故障のため職務の執行  
に堪へないと認められるとき。  
二 職務上の義務違反があると  
き。

(役員の兼業禁止等)

第十三条 役員は、他の職業に從事  
してはならない。ただし、文部大  
臣が役員としての職務の執行に支  
障がないものと認めて許可した場  
合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による許可  
を受けた役員及びその役員を役  
員とする法人は、自己の営業に関  
し、安全会と取引してはならな  
い。

(代表権の制限)

第十四条 安全会と理事長との利益  
が相反する事項については、理事  
長は、代表権を有しない。この場  
合には、監事が安全会を代表す



3 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、一年以内に償還しなければならない。(余裕金の運用)

第三十一条 安全会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

### 一 国債又は地方債の取得

二 銀行その他文部大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

(文部省令への委任)

第三十二条 この法律に規定するもののか、安全会の財務及び会計に関し必要な事項は、文部省令で定める。

### 第六章 監督及び国の補助

(監督)

第三十三条 安全会は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、安全会に対してその業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十四条 文部大臣は、必要があると認めるときは、安全会に対し業務及び資産の状況に關して報告をさせ、又はその職員に安全会の事務所に立入り、業務若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(国との補助)

第三十五条 国は、予算の範囲内において、安全会の事務に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、公立の学校の設置者が第

二十条第三項ただし書の規定により保護者で次の各号の一に該当するものから同項に定める額を徴収しない場合においては、予算の範

囲内において、政令で定めるところにより、安全会に対して補助することができる。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規定する要保護者

二 生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準する程度に困窮している者で政令で定めるもの

3 公立の学校の設置者は、安全会が前項の規定により補助金の交付を受けた場合において、第二十条第二項の規定による支払をしていないときは、同項の規定にかかる

第二項の規定による支払をしていなければならぬとき、政令で定める額を同項の額から控除して支払うことができる。

4 安全会は、第二項の規定により補助金の交付を受けた場合において、第二十条第二項の規定による

支払を受けているときは、政令で定めるところにより、政令で定める額を公示する。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提

(第七章 雜則)

(学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理)

第三十六条 この法律に基き学校の設置者が處理すべき事務は、学校の教育委員会が處理するものとする。

第三十七条 安全会は、災害共済給付の給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、給付を行つたときは、その給付の額の限度において、当該災害に係る児童、生徒又は幼児が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(損害賠償の請求権)

第三十八条 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(時効)

第三十九条 災害共済給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(公課の禁止)

第四十条 租税その他の公課は、災害共済給付として支給を受ける給付金を標準として、課することができない。

(解散)

第四十一条 安全会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十二条 文部大臣は、この法律の規定により認可(第四条第二項及び附則第三条第二項の規定によ

る認可を除く。)若しくは承認をしようとするとき、又はこの法律の規定に基き文部省令を定めようとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

(第八章 儲則)

第四十三条 安全会の役員又は職員は、その職務に關してわいろを受し、又は要求し、若しくは約束され、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、五年以下の懲役に処する。

(收賄等)

第四十四条 前条第一項から第三項までに掲げる者に對してわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(報告義務違反等)

第四十五条 第三十四条第一項の規

定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に

は、その違反行為をした安全会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

(過料)

第四十六条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした安全会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により文部大臣の許可、認可又は承認を受けなければならない場合において、その許可、認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十一条の規定に違反したとき。

五 第三十三条第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

(附 则)

第一条 この法律は、昭和三十四年十月一日から施行する。

(安全会の設立)

第二条 文部大臣は、第十条第一項の例により、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理

事長、理事又は監事となるべき者は、安全会の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員を命じて、安全会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、文部大臣の認可を受けなければならぬ。

3 前項の規定による認可を受けたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第一条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 安全会は設立の登記をすることによつて成立する。  
(経過規定)

第六条 第六条の規定は、この法律の施行の日から起算して三月間は、適用しない。

第七条 安全会の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、安全会の成立の日から翌年三月三十日までとする。

第八条 安全会の最初の事業年度の収入及び支出の予算並びに事業計画については、第二十六条中「事業年度開始前」とあるのは、「安全会の成立後遅滞なく」とする。  
(安全会に対する便益の供与)

第九条 都道府県の教育委員会は、

当分の間、当該都道府県の教育委員会の事務の遂行に支障のない範囲において、所属の職員をして当該都道府県の区域内に置かれる安全会の従たる事務所における事務に従事させることができる。

(文部省設置法の一部改正)  
第十一条 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

(所得税法の一部改正)  
第十三条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条 第一項第六号中「日本学校給食会」の上に「日本学校安全会」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十六条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条 第一項第六号中「日本学校給食会」の上に「日本学校安全会」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十八条 法人税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条 第一項第六号中「日本学校給食会」の下に「日本学校安全会」を加える。

(登録税法の一部改正)

第十二条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条 第一項第六号中「日本学校給食会」の下に「日本学校安全会」を、農林漁業団体職員共済組合法の下に「日本学校安全会法」を加える。

(印紙税法の一部改正)  
第十二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

一、スポーツ振興方策樹立促進に関する請願

第五条六ノ九ノ三の次に次の一号を加える。

六ノ九ノ四 日本学校安全会ノ

日本学校安全会法第十八条第

第一項第二号及第二項ニ掲グ

ル給付及第十九条第一項ニ規

定スル災害共済給付契約(同

法第二十三条ニ於テ準用スル

場合ヲ含ム)ニ関スル証書、

帳簿

(所得税法の一部改正)

第十三条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条 第一項第十号中「日本学校給食会」の上に「日本学校安全会」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十五条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条 第一項第六号中「日本学校給食会」の上に「日本学校安全会」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十八条 法人税法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条 第一項第六号中「日本学校給食会」の下に「日本学校安全会」を加える。

(登録税法の一部改正)

第十二条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条 第一項第六号中「日本学校給食会」の下に「日本学校安全会」を、農林漁業団体職員共済組合法の下に「日本学校安全会法」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

一、高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準等の法制度化に関する請願(第六一八号)

(教育財政確立に関する請願(第六二七号))

(教育財政確立に関する請願(第六二七号))

(教育財政確立に関する請願(第六二七号))

(教育財政確立に関する請願(第六二七号))

(教育財政確立に関する請願(第六二七号))

する請願(第五七四号)(第五七五号)

一、養護教諭を配置とするための学

校教育法の一部改正に関する請願

(第五八九号)(第六二六号)(第六二六号)

七日受理

第六一七号 昭和三十四年一月二十

八日受理

第六四〇号 昭和三十四年一月二十

八日受理

町新潟県高等学校PTA連合会内 岩瀬止

紹介議員 小柳 牧衛君

一、児童生徒災害補償の法制度化に関する請願(第六五九号)

一、学校給食法の一部改正等に関する請願(第六六〇号)

第六五八号 昭和三十四年一月二十

六日受理

第六四一號 昭和三十四年一月二十

六日受理

第六四二號 昭和三十四年一月二十

六日受理

第六四三號 昭和三十四年一月二十

六日受理

第六四四號 昭和三十四年一月二十

六日受理

第六四五號 昭和三十四年一月二十

とができるから、高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置の基準に関する法制度化をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第六一七号 昭和三十四年一月二十

七日受理

第六四一號 昭和三十四年一月二十

八日受理

第六四二號 昭和三十四年一月二十

八日受理

第六四三號 昭和三十四年一月二十

八日受理

第六四四號 昭和三十四年一月二十

八日受理

第六四五號 昭和三十四年一月二十

九

みちをひらくことが不可欠の問題であるから、画期的なスポーツ振興方策を樹立せられるとともに、施設の充実、指導者の養成、スポーツ団体等の助成に関し、すみやかにスポーツ振興法を制定せられたいとの請願。

第五七五号 昭和三十四年一月二十日受付

スポーツ振興方策樹立促進に関する請願

請願者 岩手県議会議長 金子太右衛門

紹介議員 川村 松助君

この請願の趣旨は、第五七四号と同じである。

第五八九号 昭和三十四年一月二十日受付

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に関する請願（三十三通）

請願者 岐阜県羽島市竹鼻町青井清子外千三百九十四名

紹介議員 栗山 良夫君

完全給食によつて、児童生徒の体格は戰前に見られない成長を示したことはまたことに喜ばしいことであり、子供の健康に養護教諭の果した役割は非常に大きなものがあると思われるが、それは全国的な都市中心のことであつて、都市以外では、やはりトラコーカーとか虫にならざれ采養不足の顔色の悪い子供が数多く見られ、医者と食物にめぐまれないへき地では特に養護教諭の配置されなく、日々の健康管理はもつが多い実情であるから、学校教育法

の一部を改正して養護教諭を必置とするよう善処せられたいとの請願。

第六二六号 昭和三十四年一月二十日受付

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に関する請願（十一通）

請願者 岐阜県本巣郡根尾村原一柳松雄外三百九十三名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六二七号 昭和三十四年一月二十日受付

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に関する請願（十二通）

請願者 岐阜県稻葉郡那加町前洞一、六七八 牧田義夫外六百五十一名

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六五八号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六五九号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六六〇号 昭和三十四年一月二十日受付

学校給食法の一部改正等に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六六一號 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六六二号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六六三号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六六四号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六六五号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六六六号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六六七号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六六八号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六六九号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六七〇号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六七一号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六七二号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六七三号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六七四号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六七五号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六七六号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六七七号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六七八号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六七九号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六八〇号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六八一号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六八二号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六八三号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六八四号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六八五号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六八六号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六八七号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六八八号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六八九号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六九〇号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六九一号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六九二号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六九三号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六九四号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六九五号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六九六号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六九七号 昭和三十四年一月二十日受付

教育財政確立に関する請願

請願者 東京都千代田区西神田二ノ一〇日本PTA全

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第五八九号と同じである。